

第5回教育委員会臨時会議事要録

詳細—教育部庶務課 電話03-3981-1141

附属機関又は 会議体の名称		教育委員会第5回臨時会
事務局（担当課）		教育部庶務課
開催日時		令和元年5月27日 午前9時半
開催場所		教育委員会室
出席者	委員	三田 一則（教育長）、樋口 郁代（教育長職務代理者）、北川 英恵、白倉 章、藤原 孝子
	その他	教育部長、庶務課長、学務課長、放課後対策課長、学校施設課長、指導課長、統括指導主事2名、指導主事
	事務局	庶務課庶務グループ係長、庶務課庶務グループ係主事
公開の可否		一部公開 傍聴人 1人
非公開・一部公開 の場合は、その理由		報告事項第7号、第8号は人事案件のため非公開とする。
会議次第		<p>第20号議案 豊島区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例の立案請求について（放課後対策課）</p> <p>第23号議案 豊島区立幼稚園条例（昭和44年12月10日条例第37号）の一部を改正する条例の立案請求について（学務課）</p> <p>第24号議案 令和元年度豊島区立学校運営連絡協議会委員の委嘱について（指導課）</p> <p>協議事項第1号 池袋小学校付近の旅館業営業許可について（学校施設課）</p> <p>報告事項第1号 平成30年度教育委員会後援名義使用の承認状況〔第4四半期分〕（庶務課）</p> <p>報告事項第2号 梟コレクション館の開設について（庶務課）</p> <p>報告事項第3号 区立幼稚園・小学校・中学校の幼児・児童・生徒数及び学級数の状況（令和元年5月1日現在）（学務課）</p> <p>報告事項第4号 体育館冷暖房設置事業の取組み状況について（学校施設課）</p> <p>報告事項第5号 平成30年度豊島区立学校卒業生進路先一覧について（指導課）</p> <p>報告事項第6号 平成30年度豊島区立学校・園における学校評価の結果について（指導課）</p> <p>報告事項第7号 非常勤職員の任免について（学務課）</p> <p>報告事項第8号 臨時職員の任命について（教育センター）</p>

事務局)

本日、委員の皆様、全員おそろいでございます。傍聴希望者が1名ございます。どうぞ宜しく願いいたします。

三田教育長)

只今から第5回教育委員会臨時会を開催いたします。

署名委員を申し上げます。藤原委員、北川委員、どうぞ宜しく願いいたします。

傍聴者が1名いらっしゃるということでございますが、傍聴を認めて宜しいですか。

(委員全員了承)

三田教育長)

ありがとうございます。

それでは、傍聴者、どうぞ部屋の中に入ってください。

<傍聴者入場>

三田教育長)

まず、本日の議案について、庶務課長、どうぞ。

庶務課長)

本日は、まず教育長職務代理の交替についてということで、お諮りいたしたいと思えます。宜しく願いいたします。

三田教育長)

令和元年第5回の臨時会の初めに、教育長の職務代理の交替について、お諮りしたいと思います。

教育長職務代理につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第13条2項によりまして、教育長が指名するものとされております。

樋口委員におかれましては、職務代理者ということで、1年間本当にありがとうございました。

樋口委員)

ありがとうございました。

三田教育長)

1年間経過したということで、私の方から新たな教育長職務代理者を指名させていただきたいと思えます。宜しいでしょうか。

(委員全員異議なし)

三田教育長)

それでは、北川委員を教育長職務代理者に指名し、就任日は6月1日としたいと思います。北川委員、宜しいでしょうか。

北川委員)

はい、お受けいたします。

三田教育長)

ありがとうございます。

それでは、お受けいただきましたので、就任に当たりまして、北川教育長職務代理者より一言ご挨拶をお願いしたいと思います。

北川委員)

まずは、樋口委員におかれましては、この1年間、教育長職務代理者という重責を担っていただきまして、本当にありがとうございました。

元号も新しくなり、これからの1年間、新たな気持ちで、私も不慣れなところもありますが、皆様のご協力をいただきながら、教育長職務代理者として務めを果たしていければと思っております。1年間、どうぞ宜しくお願いいたします。

三田教育長)

どうぞ宜しくお願い申し上げます。

次に座席について、お諮りをしたいと思います。事務局案はございますか。

<庶務課長 資料説明>

三田教育長)

これで宜しいでしょうか。

(委員全員異議なし)

三田教育長)

ご確認の程、次回6月の定例会からの開始をお願いをしたいと思います。

その他の実務的なことにつきましては、事務局の方に一任するという事でよいですか。

庶務課長)

はい。6月1日付で教育長職務代理者の就任通知につきまして、庁内また各自治体の方にお送りしたいと思います。

三田教育長)

処理方お願いを申し上げます。

この件は終了したいと思います。ありがとうございました。

(1) 第20号議案 豊島区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例の立案請求について

三田教育長)

続きまして、第20号議案 豊島区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例の立案請求について、お願いいたします。

放課後対策課長、どうぞ。

<放課後対策課長 資料説明>

三田教育長)

これについて、質問はございますか。

第20号議案については、前回、年号の元号の改正に伴う変更ということで提案しましたが、今回、その他の追加項目があるため、加えて提案いたしました。同じ第20号議案

として立案請求を行うということで決定して宜しいですか。

(委員全員異議なし 第20号議案了承)

三田教育長)

では、これをあわせて提案するというので決定しましたので、お取り扱いをお願いしたいと思います。

この件は終了いたします。

(2) 第23号議案 豊島区立幼稚園条例(昭和44年12月10日条例第37号)の一部を改正する条例の立案請求について

三田教育長)

続きまして、第23号議案、豊島区立幼稚園条例(昭和44年12月10日条例第37号)の一部を改正する条例の立案請求について、お願いいたします。

学務課長、お願いします。

<学務課長 資料説明>

三田教育長)

先日、国会で幼児教育の無償化が通過しました。今後は、区の第2回定例会で、条例改正を進めていくための議論となります。

課長から説明ありましたように、公立の幼稚園の保育料は月額1万円、入園費は3,000円が無償になるということです。ただし、預かり保育については、1人月額5,000円、日額500円であり、長期休業中の800円については、就労のため預かり保育が必要だという世帯には無償となりますが、それ以外の、例えば他の子と遊ばせたいので預かってもらいたいというような、就労を理由としない場合の預かり保育については有償になるということです。

また、保育園の方はどうなるのか、説明してもらえますか。

学務課長)

保育園の方も、幼稚園と同様に無償化を実施するものでございます。なお、国の制度では、幼稚園、保育所、認定こども園については、3歳から5歳児の利用料を無償化、そして、ゼロから2歳児については、住民税非課税世帯を対象として、無償化するというものです。

それから、認可外保育施設におきましても、3歳から5歳児で保育の必要性の認定を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額、月額3万7,000円までの利用料を無償化、そして、ゼロから2歳児で保育の必要性があると認定された住民税非課税世帯の子供たちを対象として、月額4万2,000円までの利用料を無償化ということでございます。

補足でございますけども、この無償化に関する財源につきましては、民間の施設では国が2分の1、それから、都道府県が4分の1、そして市区町村が4分の1の財源の負担割合となっております。ただし、公立施設においては、市区町村が10分の10の負担とい

うことになってございます。

また、実施時期は10月1日からということで、国の実施時期が決まっております。そのため、議会の第3回定例会では、間に合わないということになりますので、この第2回定例会のタイミングで条例を通す必要があるものでございます。

三田教育長)

幼稚園は公立のため補償はないのですが、この公立幼稚園の保育にあたっては、区が保育料を払うということになります。本来は、無償化について、国が決定したなら、国が出すべきだと思いますが、法律上は地方自治体が支払うということです。

10月1日付で改正のため、第2回定例会で上程し、決定とのスケジュールとなり、議論できるのがこの機会しかありません。意見をいただければと思いますが、いかがですか。藤原委員)

預かり保育の必要の有無につきましては、保護者が就労をしていて、どうしても預けなければならないということにおいて、必要の有無の線引きがあるということでしょうか。学務課長)

保育の必要性の認定についての基準は、国の政省令がまだ確定していない状況です。政省令の中に細かい基準が決まっていますが、恐らく、保育園の入所のための条件とほぼ一緒になるかというところだと思います。

この幼児教育の無償化は、保育等の必要な人を1号認定の場合は、教育が必要な時間、それから2号、3号は保育が必要な時間ということで決められております。その部分を無償化にするものでございますので、1号認定の教育の部分、保育時間を外れた部分については、保育の必要性がある方で進めていこうというのが、国の制度になっております。藤原委員)

認定のための書類などは、所定のものがあるということですか。学務課長)

書式については、まだ決まっておらず、これからです。ただ、書式については、条例事項でなく、規則で定めるもののため、条例が決まった後の10月の実施までに、整備していくということになります。

藤原委員)

預かり保育について、今まで利用してきた方たちに正しく理解されて、皆さんが納得して、ご利用していただけるような、明快な基準が必要になるかなと思います。是非、細かな実施要項のようなものを、保護者に寄り添って、丁寧に作っていただきたいと思います。学務課長)

幼児教育の無償化に関しては、保護者の皆さんはもちろん、区民の方にもしっかりと説明をしていかなければならないと思っております。10月の実施までに向けて、しっかりと保護者、区民の皆さんに周知していきたいというふうに考えています。

三田教育長)

公立と私立、保育と幼稚園の違いなど、様々な課題があるとのことですが、これらの課題については、今後、何か是正の検討の余地はあるのでしょうか。

学務課長)

条例制定施行以外にも、整理しなければいけない細かな部分がございます。そういったところも、区長部局との関係をあわせて、10月の実施に向けての事務調整をしているところでございます。

三田教育長)

無償化の根拠については、就労の有無という女性の社会進出確保の背景と、幼児教育の質をどう高めるかという課題があります。

例えば、保育園の場合は、共働きや、片親家庭での親の就労にあたって、子供が保育に欠ける状態になるため、保育の必要性があります。一方、幼稚園の場合の預かり保育というのは、就労の有無に関わらずというところが、ある意味で、幼児教育の質を確保しているわけです。しかし、この就労有無の基準により、同じ預かり保育を受けているのに、無償と有償という違いが生じてしまう現状です。

私どもも相当に議論してまいりましたが、国の法律に従って、規則を定めていくとなると、今の段階ではこの部分がクリア出来ない状況です。今後の課題として残しておきながら、区の判断で定めていくことが出来る条例を制定するわけですので、こちらでも、これらの矛盾点について、きちんと検討していく必要があると思っております。

他にいかがでしょうか。いいですか。

白倉委員)

10月からの消費税増税に合わせての実施ということですが、国は消費税をとっておいで、負担が全て市区町村ということに憤りを覚えます。この部分について、東京都と区市町村とが話し合っ、国に掛け合うなどの場はあるのでしょうか。

三田教育長)

これについては、兒玉部長がお答えしたいと思います。

教育部長)

自治体が全額負担することについては、東京都も区も意見を申しましたが、やはり、こうなってしまったものであります。東京都の方では、プラスの施策を検討しているようですが、現時点では未定となっております。

三田教育長)

要望については、23区が同一歩調で出来れば良いのですが、例えば、給食費やおやつ代など、独自にやってしまうところもあり、うまくまとまって、都や国に要望出来ないといった課題もあるところ です。

教育の質向上と、働く女性、あるいは保育を必要とする人たちのニーズに応えていくため、区の教育委員会として、しっかり指摘をさせていただいた上で、今後の課題として、整備していくといった基本的な姿勢をとったうえで、立案請求をしたいと思っております。

学務課長)

先程、教育長から食材費の関係でのご指摘がありました。

現在、保育園の方では、給食費、保育料無償化も徐々に進んできており、住民税非課税世帯、生活保護世帯、それから第3子、保育料が無償になります。あわせて、給食費も無償にしていこうと、23区の中でもそういう流れになっております。一方で、区立幼稚園のですと、給食はないのですが、保護者の方に、お弁当を持ってきてもらっている状況です。こういうところで、幼稚園と保育園の差が出てきてしまうため、その部分は引き続き、区長部局とともに調整をしていこうと思っております。

三田教育長)

この無償化については、私立にしても、公立にしても、幼稚園の保護者にとっては不利というふうに受け取られると思います。

したがって、来年になったら、保育園に幼児教育はお願いするという方が増えて、幼稚園は、ますます不利な状況になるのではと感じております。

ですから、第3の道である認定こども園化を目指して、両面から保育の内容を質的に充実させて、無償化の方向を迫するというのが、これからのあり方ではないでしょうか。今までの旧態依然としたシステムのままでは、様々な矛盾を抱えながら行かざるを得ないと思いますので、教育委員会としても、そういった道をしっかり模索していけるように準備していくべきであると申し添えます。

では、これについては立案請求を求めるということで、決定して宜しいでしょうか。

ありがとうございました。

(委員全員異議なし 第23号議案了承)

三田教育長)

では、23号議案は、決定いたします。

(3) 第24号議案 令和元年度豊島区立学校運営連絡協議会委員の委嘱について

三田教育長)

次に第24号議案 令和元年度豊島区立学校運営連絡協議会委員の委嘱について、お願いしたいと思います。

指導課長、どうぞ。

<指導課長 資料説明>

三田教育長)

学校運営連絡協議会の委員については、千登世橋中学校と池袋本町小学校を除く、31校園分の提案でございます。

ご質問、ご意見等ございましたら、お願いします。

白倉委員)

資料について、今までは委員の経験年数が書いてありましたが、今回省かれているのは何か意図があるのでしょうか。省いても問題はないかとは思いますが、長い年月委員をや

られていると、運営委員会活性化の面において、少し心配であります。

指導課長)

お示しをしなかったことは大変申しわけなかったと思います。

各学校園には、おおむね3年、3期を目安にということで、指導課より繰り返しお願いをしているところです。

今、白倉委員からいただいたご意見をもとに、引き続き活性化という視点で、学校の方には指導をしていきたいと思っております。

藤原委員)

学校から提出する際に、何年務めたということの記載を求めていなかったということでしょうか。

指導課長)

それは記載いただいております。先程ご説明させていただきました通り、各学校で3年以上に継続してやっていただく方につきましては、その必要性のような内容について、各学校から聞き取りをしているところでございます。

藤原委員)

やはり、資料には、何年目であるかを記載すべきだと思います。

各学校の事情はあると思いますが、先程、白倉委員のおっしゃるとおり、学校の協議会の活性化という意味におきましては、記載しない状況は好ましくないと思います。今後記載しないとなった場合、ある方が10年以上、あるいはより長い期間ということもありえてしまい、これが学校にとって良いことなのかは課題であります。

指導課長)

藤原委員のご意見の通り、次回、何年お勤めいただいたかをお示しさせていただきます。

学校運営連絡協議会の活性化という視点でいうならば、6月にお示しさせていただく予定の池袋本町小学校、千登世橋中学校はコミュニティスクールのモデル校をしております。その中で、改めて豊島区の学校運営連絡協議会というのはどうあるべきかを検討していただこうと思っております。

なかなか活性化が進まない学校については、このコミュニティスクールのモデル校で検証する中で調書をお示ししながら、引き続き、指導課より、活性化を図っていきたくと思っております。

今回、各学校の委員の年数を記載していないところはあるのですが、この後の運営委員会を進めたいというところを含めまして、ご審議いただき、お認めをいただければと思っております。

三田教育長)

今の議論は、なかなか難しい問題ですね。

学校と運営協議会の委員の方々との関係は、非常に良い関係にあると感じており、活性化されていないということはないと思います。ただ、人間関係が固定化することによって、

学校についての理解や声が広く反映されるかどうかという点での課題なのではないでしょうか。長いから悪い、新しいから良いということは、必ずしも言えず、これまでは、3年に1回ぐらいは交代していくのが自然ではないかとの議論をして参りました。例えば、町会関係で2人の委員が選出されていたら、2年次には新しく1年目の人に参加してもらうような形で順繰りに3年間で自然と交代していけるようなモデルですね。一人の人だけに任せるとするのは、その人がいらっしやらなくなると崩れてしまう恐れもあります。なので、目安として、何年目というのは、是非入れておいていただきたい。

また、コミュニティスクール化を図っていく学校が出てくると、その違いについても明確になってくると思いますので、是非、そうした情報については、継続的に反映をさせてもらいたいと思います。次回の資料作成については、そうしたものも学校から上がっているのであれば、記載していただきたいと思います。

指導課長)

大変貴重なご意見をありがとうございました。来月の教育委員会で、もう一度、年数等につきましてはお示しさせていただきたいというふうに思っております。

樋口委員)

毎回同じ議論をしているような気がしますので、是非、進捗ある方に進めていただければと思います。

もう一点です。高南小学校は15人もおりますが、目安は10人程度ではなかったでしょうか。

指導課長)

高南小学校は、ISSの取り組みをやっている関係で、ここ数年、多くの方に入っただいて実施している状況です。

これについては、要綱に基づき実施され、学校と地域が、委員の方たちとの合意形成を重点的にやっているところでございます。来年度に向けて、コミュニティスクールのところで学校運営連絡協議会そのもの自体も検証したいというふうに思っておりますので、時期が参りましたら、進歩のある委員の選定も含めて出せるような形で、お示し出来ればと思っております。

樋口委員)

要綱に沿った形で、差が余りつかないようにしていくことも必要かと思えます。

高南小学校のメンバーを見てみると、企業の方がおいでだったり、郵便局長がおいでだったり、新しい視点でとても良いと思う反面、全ての町会を入れたような形にも受け取れるので、そのような点をどう変えていくかではないかと思えます。

また、コミュニティスクールについては、昨年の夏に意見を述べさせていただきました。豊島区においても、急がず、きちんとしたものが出来ていくと良いと応援をしております。是非、様々課題を解決しながら施行していただければと存じます。

三田教育長)

今、樋口委員からご指摘がありましたとおり、要綱の趣旨など、教育委員会で議論した内容について、それが説明され、きちんと伝わっているのか不明瞭であり、残念です。

教育委員会では改善の方向で議論していると思っていますので、今回の議論については、校長会など校長先生方に届くような配慮をお願いしたいと思っています。

北川委員)

富士見台小学校では保護者の出席者が載っていないようですが、そちらの方はどのようなになっているのでしょうか。保護者の代表が含まれているということは、非常に重要だと思います。

教育部長)

富士見台小学校では、元PTAの会長が保護者代表に該当するかと思います。

北川委員)

元といいますが、お子さんが現在、小学校に在籍されている方でしょうか。これが、西池袋中学校のPTA副会長としての肩書で出席しているということは、中学校の側の立場として、何か意見を述べるために出ているのかなと思いましたが、いかがでしょうか。

教育部長)

ご指摘の通りです。そういった意味では、小学校の保護者ではないということです。

三田教育長)

指導課において、要綱に沿って提出された名簿をそのまま受理するのではなく、今ご指摘をいただいた点等についての咀嚼を十分に行っていただきたいとのご指摘でした。

指導課長)

指導課の方で不手際がございまして、大変申しわけございません。富士見台小学校につきましては、もう一度確認をして、改めまして、6月のところでは、保護者の方が入った形で、年数も入ったものをもう一度お示しさせていただきたいと思います。

三田教育長)

この件については、今回議決は出来ませんので、継続案件とさせていただきます。次回新たな提案と、やりとりの経過を説明していただくことと、年数を記載してもらうということで、それが出来次第決定というふうにしたいと思います。

指導課長)

今、富士見台小学校のところをということでお話をさせていただきました。先程、樋口委員から高南小学校の件で15名の方が入っているという点につきましては、このまま、15名でというふうに、今年度はお願いしたいところがございますが、いかがでしょうか。

三田教育長)

議案として不徹底なものの議決は出来ないため、6月に再度提案いただくことで了解ください。次回、追加の説明をいただいて、決定するものとしますので、今日は継続案件で終わりにいたします。

(委員全員異議なし 第24号議案了承)

(4) 協議事項第1号 池袋小学校付近の旅館業営業許可について

三田教育長)

続きまして、協議事項第1号 池袋小学校付近の旅館業営業許可について、お願いいたします。

学校施設課長、どうぞ。

<学校施設課長 資料説明>

三田教育長)

このような案年については、これまでも、子供たちの通学路に当たっているとか、近くに学校施設があるなど、様々な課題ありました。教育委員会としては、保健所長に対する回答を行うわけですが、内容としては別紙4のとおりであります。

本申請は既存施設の1室を旅館に転用するものであり、池袋小学校から、施設を直接視認することが難しく、通学路にも該当しないことから、本申請、施設の営業許可により、豊島区立池袋小学校の清純な施設環境が著しく害されるおそれはないと考える。ただし、本施設は、本来住宅だったものを旅館に転用するものであり、客室が広いことから外国人観光などの長期滞在のための利用が予想される。長期滞在の旅行者による騒音発生や廃棄物の不法投棄などのマナー違反が社会問題となっており、児童の登下校時のトラブルに繋がることも懸念されるため、申請者には施設利用者に対して、十分な注意喚起をしていただきたい。保健所長より申請者に対しては、上記、本施設の利用者が出入りする事で、当該地域の教育環境及び安全確保に支障を来さないように、具体的な対応を求められたい。なお、対応策が正しくとられていない場合や児童に対する安全上の問題が発生した場合は、立入検査も含め、厳正な対応を行うなど、指導の徹底を図られたいという趣旨でございます。

これらの方向性で宜しいか、ご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

藤原委員)

これまで、池袋小学校、巣鴨小学校の近くで、こういった事案があったと思いますが、子供に対しての困った事案不法投棄や苦情などについて、教育委員会へ寄せられているかお伺いします。

学校施設課長)

今回のような教育委員会に意見照会があった施設の中で、具体的に不法投棄ですとか、騒音の問題等で、学校の方にお問い合わせがあったという件は、私の方では、承知してはございません。

しかしながら、近くに外国人旅行者が増えており、今回の申請施設ではないところではありますが、学校の施設の道路のそばで写真を撮られそうになったなどがあったため心配だというような話は聞いてございます。よって、池袋保健所の方にお問い合わせするに当たっては、そういった写真の取り扱いについて、十分配慮するようご意見を申し上げたいという

ところでございます。

樋口委員)

このビルの1室のみが民泊であるという、初めてのケースです。フロントがないと書いてありますが、管理などは大丈夫なのでしょうか。営業所はこちらにあるのだとは思いますが、遠方の件からの申請ですし、そのあたりについてはどうなのでしょう。

三田教育長)

ネット上で予約し、指定された場所に行けば泊まれるというシステムが民泊法で許可されている関係で、この種の部屋が1部屋でもあいていれば活用されております。オリンピックを前に、今が最盛期という流れであります。

樋口委員)

どんどんこういった申請が増えていくと思うので、我々としてもアンテナは張っておきたいところです。

学校施設課長)

人が常駐しない宿泊施設になりますので、とりわけ、学校や子供たちに何かあった場合には、管理者に対して、連絡手段をとっておくということが大事であります。そういった部分も含めて、池袋保健所の方から、連絡体制については確保するようにお願いしたいと考えております。

三田教育長)

民泊施設の件については、これまで五、六件あったかと記憶しております。教育委員会においては、今まで申請があったところでそういった問題や困った状況があったかを把握し、必要があれば、保健所長に対して立入検査を要請する場合もあるかと思っております。

学校施設課長)

ご指摘の通りでございます。これまでの申請履歴につきましては、手元の資料でまとめているところではございます。今後は、学校施設課からも各学校に意見や何か困ったことがないかという情報収集を行い、それらをまとめて、年度のタイミングなどでご報告したいと考えております。

三田教育長)

付け加えて申し上げます。今年度はインターナショナルセーフスクール全校化推進という意思決定をしておりますが、今回のような案件への取り組みなどの一つ一つが、多様な学校の安全・安心に繋がっていくのだと思います。セーフスクールにおいては、決められたデータだけで安全を考えているのではなく、より全般的に、子供の環境の安全を守り、安心して勉強出来る環境作りに向けて努力していることを議会へ報告していく必要があります。また、指導課や学務課で行っている防犯設備の設置についても、セーフスクールをやっているからこそ一層大事だと強調するなど、学校施設課だけでなく教育委員会全体で取り組んでいるといった姿勢を見せるのも重要です。

では、この件、終了して宜しいですか。終わりにしたいと思います。

(委員全員異議なし 協議事項1号了承)

(5) 報告事項第1号 平成30年度教育委員会後援名義使用の承認状況〔第4四半期分〕

三田教育長)

では、続きまして、報告事項第1号 平成30年度教育委員会後援名義使用の承認状況について、お願いします。

庶務課長、どうぞ。

<庶務課長 資料説明>

三田教育長)

2ページの66番は内子町のあんどんの取り組みでして、昨年度は2校の小学校が応募し、さらに、今年は3校の学校が応募していると聞いています。私もとしまテレビに出演して話をいたしました、とても良い取り組みだと思います。

また、事務処理にあたっては、報告書未提出のものを整理したり、再三にわたり従ってくれない案件は来年度除外対象にするなどを規定し、整然とやっていっていただきたい。今回、近年申請がないにも係わらず、過去に一度申請した際の名前だけ使われているというケースがありました。そういうものについては、主催者にお伝えし、改めるべきは改めていただければと思います。更に、後援名義イコール挨拶とかの依頼の問題も、極力整理をしていただければ、趣旨が貫けると思います。

では、これは承認とします。宜しく願いいたします。

(委員全員異議なし 報告事項第1号了承)

(6) 報告事項第2号 梟コレクション館の開設について

三田教育長)

続きまして、報告事項第2号 梟コレクション館の開設について、お願いします。

庶務課長、どうぞ。

<庶務課長 資料説明>

三田教育長)

この梟コレクション館につきましては、私、部長、庶務課長、担当係長で開設の際にお邪魔しまして、皆さんとお祝いをさせていただきました。

今まで大型のコレクションを展示する場所がなかったのですが、今回は開放的な広い空間に森をしつらえて設置しているということで、とても良いなと思っております。開設より日が浅く、まだあまり知られておりませんので、近隣の学校や地域の方々へ広報やお便り等で情報提供する必要があると思っております。

また、庶務課長からありましたように、教育委員会の先生方も、今後は視察等で行ってごらんいただければと思います。

では、この件については、終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

(委員全員異議なし 報告事項第2号了承)

(7) 報告事項第3号 区立幼稚園・小学校・中学校の幼児・児童・生徒数及び学級数の状況 (令和元年5月1日現在)

三田教育長)

次に、報告事項第3号 区立幼稚園・小中学校の幼児・児童・生徒数及び学級数の状況について、お願いします。

学務課長、どうぞ。

<学務課長 資料説明>

三田教育長)

これらについて、何かご質問、ご意見等ございますか。

樋口委員)

特別支援学級に在籍をしている生徒数について、今度で構わないので、教えてください。

学務課長)

はい。改めて数字でお示ししたいと思います。

白倉委員)

児童数や学級数が増えてくると、施設面で心配なことがあるのではと推測しますが、いかがですか。

三田教育長)

いかがでしょうか。学校施設課長。

学校施設課長)

今委員からご指摘をいただきました通り、学校によっては普通教室の確保が難しくなっている学校もございます。昨年度の報告のとおり、豊成小学校につきましては、スキップ棟を建てまして、そこへ図書室もスキップも移し、あいたスペースで普通教室の整備を図っていくということもやっております。

それ以外にも、心配な学校が幾つかあるわけですが、学務課と連携をし、隣接校選択制の折に、隣接校選択制の受け入れ枠をゼロにするというような形も取りました。今回、いわゆる入学した生徒数がわかる5月1日現在の児童生徒数が確定しましたので、こちらを照らし合わせながら効果検証を行って、来年度もこういった制限の必要性の有無を考えてまいります。

また、普通教室の確保につきましては、生徒数を考慮し、計画的に進めて参りますので、今後とも、児童生徒数の増につきましては、注視する所存です。

白倉委員)

どうもありがとうございました。

三田教育長)

小学校については、児童数も学級数も増加しているため、教室数が危ないという傾向があるとのことでした。

また、運動会で地域の方と話した際にはこれから高層住宅が出来るといった情報も耳に

いたしました。こういった情報についても密にやっていると、中長期的な展望が見えなくなってしまうため、毎年、報告して、検討するために、議案として出していただきたいと思います。

そして、中学校については、子供は増加していく予測ではありますが、私立へ進学する状況があります。ある中学校では、生徒数が減ってしまったために、教科の時数の関係で正規の先生を採用する定数に満たず、非常勤の先生が多いと聞いたことがあります。そうすると、体育指導や運動会などにも影響が及ぶ場合がある。

このように、学校現場では、生徒数が学校経営や運営に直結していることがたくさんあります。

例えば、今年度の特徴の巣鴨小学校、朝日小学校、長崎小学校という小規模校対応でやってきた学校が1学級から2学級になったという喜ばしい状況の一方で、さくら小学校が3学級から2学級に減ったというのは注意を向ける必要があります。つまり、全体では、児童数は増加しているけども、学校、地域によって、このような凸凹があることをよく見て、学校へ報告する必要がある。是非、各課においても、多角的な視点で捉えていただき、こういった課題を認識しているかを報告出来るようお願いしたいと思います。

また、これまでは、微増傾向とっておりましたが、今回から、増え幅が大きくなってきている背景を踏まえて、増加しているといった認識で参りますので、ご了解願います。

他になれば、これで終わりにしたいと思います。

(委員全員異議なし 報告事項第3号了承)

(8) 報告事項第4号 体育施設冷暖房設置事業の取組み状況について

三田教育長)

では、続きまして、報告事項第4号 体育館の冷暖房設置事業の取組み状況について、お願いします。

学校施設課長、どうぞ。

<学校施設課長 資料説明>

三田教育長)

説明が終わりました。何かご質問、ご意見ございますか。

藤原委員)

体育館に冷暖房が付くということで、学校では、子供も保護者の方も、お喜びになると思います。何よりも学校の先生方が、子供たちの教育活動上、冷暖房があるということはとても嬉しいことだと思います。これまで、例えば、卒業式の練習をするときは寒い中でぶるぶる震えながらやっているという状況もありましたし、またインフルエンザが流行る頃は、すごく気にしながら、教育活動を行っていたことも事実でした。

このスケジュールについては、各学校のいろんな行事を聞き取ってのスケジュール表でしょうか。

学校施設課長)

はい。基本的に学校のヒアリングを受けて、決めたスケジュールでございます。各学校で様々なイベントがあり、その日だけは体育館を使えるようにしてほしい等の学校からの要望も聞いてございますので、今後、細かい具体的なスケジュールを落とし込むときに、学校と事業者と学校施設課の方で調整をしまして、具体的な日程を決めてまいります。
藤原委員)

工事に伴いまして、子供たちが安全に、そしてけががないようにお願いしたいと思います。

三田教育長)

北川委員、どうぞ。

北川委員)

高松小学校ではその他工事のところは他校に比べて長いというように、各学校で差があるのは何故でしょうか。

学校施設課長)

高松小学校のその他の工事期間が長くなっているところにつきましては、学校の校庭改修が夏から始まる関係で、キュービクルの交換工事と工事の時期がかぶってしまう状況です。当然、体育館の中が使えない時期と校庭が使えない時期は重複させないようにしておりますけれども、どうしても、校庭の一部を例えばキュービクルの改修で使ったり、あとは校庭改修で使ったりしますので、そのあたりの調整等も含めまして、工期を長く設定しているところでございます。

三田教育長)

私からは、補強してもらいたいということを申し上げます。

2番の設置イメージについては、要するに余り手をかけずに現状でやるといった趣旨かと思いますが、学校施設課が視察し、きちんと現場の状況を確認しているわけですので、その視察の詳細情報や施設の設置状況や検証内容等を書いた方がいいのではと思います。

また、7月～10月まで同じように矢印を入れているのですが、それぞれどういう理由で、7月中に出来て、10月までになるのかというのを、吹き出しでも構いませんので、付け足していただくとこの資料1枚だけでわかりやすいと思います。

そして、4番のその他のところですが、このスポットエアコンというのは、どこの工事のことを指しているのでしょうか。全校に入れるのですか。

学校施設課長)

体育館の改修を行う19校プラス中学校5校、24校で配置いたします。

三田教育長)

そうであれば、子供が使っている期間で、まだ設備が設置されない間はこうしていくということを図示するか、期間を明記するといったのではと思いました。また、最後のページの凡例等と書いて記載しておく等、書き方を改善しておく、内外に資料が通るのではないかと感じました。

では、この件、これで終わりにしたいと思います。

(委員全員異議なし 報告事項第4号了承)

(9) 報告事項第5号 平成30年度豊島区立学校卒業生進路先一覧について

三田教育長)

では、続きまして、報告事項第5号 平成30年度豊島区立学校卒業生進路先一覧について、お願いします。

指導課長、どうぞ。

<指導課長 資料説明>

三田教育長)

進路先ということですが、これらについて、ご質問、ご意見ありますか。

樋口委員)

ご集計ありがとうございました。今のようなお話を考察として、一言載せておかれると宜しいかと思うところです。

小学校と中学校の進路の考え方は、私は違うとされていて、中学校から高等学校に行くのは、景気の動向と、指導課長ご指摘のとおり、助成の話が大きいため、このままではまた都立高校離れが進んでいるのではないかと、個人的にも懸念をしているところです。

高等学校においては、もう義務ではないので、それぞれのご家庭で子供が考えていくということに宜しいかと思うのですが、問題は小学校であります。我々としては、いろいろな方々から、いろいろな場面で、ご支援いただき、加えて中学校と小学校も本当によく頑張ってください、小中連携をそれぞれの地区ごとにも進めているところだと思います。コミュニティスクール、自然災害や隣接地区の問題等、そうしたことも勘案した時に、今後も、義務教育までは豊島区で育てましようということを継続して声を掛け続けると宜しいかと思いました。

三田教育長)

小学校と中学校が連携してやっている地区において、公立の中学校を選ばれていくというのは、良いことだと思います。そういう取り組みの経過や、どのようなことが出来るから結果に繋がったのかを見ていくことが大切であります。

また、これまで学力向上のために、いろいろと授業改善をやってまいりましたが、その中で、総合的な学習で、クロスカルテも上手く取り入れている学校や、言語活動を重視している学校の方の伸び幅が大きいということを知りました。そういう学校において進路の傾向調査を実施し、学力調査とクロスして見ることで、どうすれば小中一貫教育の成果が義務教育段階で見えるのかといった視点からの情報の分析が可能となると思います。そして、それを各学校に情報提供していく。

キャリア教育というのは、子供にとって、人生を左右する非常に重要なところだと思います。近頃は、キャリア教育のあり方について、中学校の側から、尾瀬とか、そういう自然体験学習からキャリア体験が出来るようなところを選んでほしいというような要望が出

ている状況であります。どういうキャリアを積むかを学校が生徒や保護者へアピールすることによって、また違ってくると思いますので、学校の経営の今後のあり方と表裏一体となるような、そういうデータの処理の仕方は必要と感じております。

では、この件、終わりにしたいと思います。

(委員全員異議なし 報告事項第5号了承)

(10) 報告事項第6号 平成30年度豊島区立学校・園における学校評価の結果について

三田教育長)

では、報告事項第6号 平成30年度豊島区立学校・園における学校評価の結果について、お願いします。

指導課長、どうぞ。

<指導課長 資料説明>

三田教育長)

報告が終わりました。これらについて、ご意見ございますか。

藤原委員)

評価の構造として、まずそれぞれの学校が自校を評価し、そして学校運営連絡協議会の委員の方たちが評価をするという、二重構造になっているわけですね。学校ごとに評価した判断理由があると思いますが、その中で特筆すべきことや、この学校はこうでしたという事例について紹介していただけますか。

指導課長)

例えば、高松小学校の「豊かな人間性」の育成に関するところですが、教育活動の展開としてやっており、学校自身では、2と評価しております。

評価の理由としては、学校から保護者の方たちへ集計をとった際の結果が83%であったということで、高松小学校では85%を一つのラインとして3を付けると考えているため、2と評価したというところであります。評価については、学校自体が絶対評価で考えているところであり、指導課から、評価項目の何%以上が3を付けることなどといった基準を示しておりません。そのため、学校としては2を付けたというところですが、学校協議会委員の方たちからは、2という評価では低いのでは、学校は努力しているので3を付けてもいいのではというコメントをいただいている状況でございます。

三田教育長)

評価基準については、基準が定められている場合でも、評価者の考え方がまちまちであれば、共通した属性をもって、比較検討するというのは難しい部分がありますね。また、学校側と保護者からの評価精度というのは、細か過ぎると余計難しくなってしまうということもあると思います。一方で、評価結果の数字がひとり歩きしてしまうと、良い意味でも悪い意味でも、その数字のみで判断されてしまう恐れもある。なので、評価について疑問がある場合にはそういうことをそしゃく出来るような、外部評価と関係者評価の関係を

作っていく必要があり、この部分に関しては今後の評価のあり方として、検討していくところ です。

私が校長をやっていた際、保護者の方に聞いたのは、一つ、良い学校だと思いますかということでした。子供が楽しく勉強や、友達と遊べるような学校であるかということ です。ここに関しては、分析的評価になり過ぎず、最終的な評価が総合的な評価で返ってくるような受けと止め方というのは大事だと思います。

また、改善策として出てきた学校の取り組みの特色については、レーダーチャートによって、経営力とか、先生方の実践力とか、子供の頑張りとか、保護者の理解や協力とかという面からプロフィール評価が出来ると、その学校の特色、特性や良さを発見できたり、今後もデータを活かせるのではと思います。

今回の考察の中で、(1)から(8)まで述べられているということは、学校、先生方が自信をもって評価しているということだと思います。なので、こうした面については、学校訪問や指導訪問で学校にお邪魔した際に、校長先生方とお話させていただき、今年度の学校経営の発展に活用させてもらいたいと思います。

樋口委員)

裏面の考察ありがとうございます。こういうのが欲しいと思っていました。大変よくわかります。加えるならば、ISSとか、研究校とか、印を付けたらどうかと思います。そういったものがあると、この考察で書いてあることが一目瞭然で、本当によくわかるなど思って、聞かせていただきました。

見方については、例えば朝日小学校とか池袋第一小学校は、自分に厳しいのかもしれませんが、学校自身が2と評価しているところを、学校関係者評価からもAとかBの場合は、その通りだといわれていると読んでいいのですね。千登世橋中学校では、きちんと改善すべきところをきちんと説明なさっており、学校関係者評価からもそうだとされている以上、今年はこのように変えていくという意気込みがおありなのだと思います。

先程の教育長のお話と重なりますが、数字をだすとそれだけが歩いてします。したがって、一定程度の加点ポイントについては、一度は共通しているという認識がないと評価実施の意味がないと思うので、その辺を協議いただければと思いました。

三田教育長)

各学校の学校だよりで書かれてくる関係者評価の項目に全て目を通しましたが、やはり、信頼関係が厚い学校では辛辣な言葉があまりなく、信頼関係を失っているなではと心配な学校においては辛らつな言葉が返ってきておりました。これは、経営の視点として大事なことでありまして、何がこういう言葉にさせているのか、努力していることに対して何故良い評価がいただけないのかということを考えられるいい材料だと思います。

学校や先生方は、このような定数評価物も、直接いただく生の声も、どちらも受け止められていいらっしゃると思います。評価とは難しいものですが、是非、評価結果を正確に捉える方法を確立していただきたいです。

北川委員)

まず、内容には関係ないのですが、資料をもう少し大きめに作っていただけると見やすいかと思います。

続いて、先程、学校側で2と評価しているところに対して学校運営連絡協議会の方々の評価が妥当であるとのお話がありましたが、それをどういった人たちが評価したのかというのが、報告議案として提出いただいた、学校運営連絡協議会の名簿となっております。そのため、昨年度どういう方々がいらっしゃったのか、何年任期があったのかなどは重要なところであり、何故、私たちがそういう年次とか、そういうものを求めているかということにも繋がる場所ですので、ご配慮していただけたらと思います。

三田教育長)

こうした評価物は次にどう生かされるかということが、PDCAチェックという経営のマネジメントで大変重要であります。先生や校長先生がかわっても、その時点での評価をいただいた学校として、次にどうするか、どう繋いでいくということを検討いただき、評価しつ放しということがないよう、お願いしたいと思います。

白倉委員)

駒込中学校、巣鴨北中学校、西巣鴨中学校の中に、生活指導の充実というのが課題とありますが、これには理由や背景があるのでしょうか。昨年度には書いていなかったため、今年度新たに生活指導を充実させないといけないような課題があったのではないかと感じたのですが、いかがですか。

指導課長)

この部分については、来年度に向けた改善点として各校から上げていただいているところから、指導課の方でカテゴリー分けをして、書かせていただきました。

駒込中学校においては、特段、何か子供たちの中であるわけではありません。この部分は、何か問題行動があってから、生活指導で対処的に対応するのではなく、いわゆる子供の自主性を、生徒指導力という視点から考え、それを未然に防止するような風土を作りたいという希望として書かれております。

巣鴨北中学校においても、同様でございます。その中で、特に、この学校重点的にやっているのは、SNSの使い方について、自発的に子供たちが、未然防止出来るような取り組みも中心に子供たちの生徒指導力、自分たちで解決する能力を高めていきたいということを示しています。

西巣鴨中学校においては、昨年度、若干、保護者の方や地域の方たちに見守りをさせていただいた学級があったところから、今年度はそのようなことがないような家庭と地域との連携を踏まえた生徒生活指導、生徒指導を充実したいという視点で書いているというところではあります。

実態としては、そういうことで、特段、何か大きな問題があった問題行動のための体制作りというところではございません。

三田教育長)

生活指導というのは、自己決定力を一番の目的とした指導の領域であり、自分のことを自分できちんと意思決定出来るかを求めるという視点から見ると、生徒の側に課題があるとか、教師の側に課題があるとか、そういう意味だということだと思います。

では、ご意見いただいたことを、今後の活動の中で生かしていきたいということで、まとめさせていただきたいと思います。

(委員全員異議なし 報告事項第6号了承)

三田教育長)

以上で、本日の報告、協議の案件は終了となり、この後は人事案件になります。傍聴者の方はこれでご退席をお願いしたいと思います。

<傍聴人退席>

(11) 報告事項第7号 非常勤職員の任免について

三田教育長)

それでは、次に報告事項の第7号 非常勤職員の任免について、お願いいたします。
学務課長、どうぞ。

人事案件のため非公開

(委員全員異議なし 報告事項第7号了承)

三田教育長)

では、この件、終わりにします。

(12) 報告事項第8号 臨時職員の任命について

三田教育長)

続きまして、報告事項の第8号 臨時職員の任命について。
はい、教育センター所長。

人事案件のため非公開

(委員全員異議なし 報告事項第8号了承)

三田教育長)

では、以上をもちまして、第5回教育委員会の臨時会を終了いたします。

(午前11時55分 閉会)